

相模原市企業等立地促進条例(案)の骨子

1 目的

この条例は、イノベーションの創出を図る環境を形成するため、立地を行う企業等に対し奨励措置を講ずることにより、企業等の立地の促進及び事業の拡大、企業等間の連携、市民の雇用機会の創出並びに工業用地の保全活用を図り、もって将来にわたる持続的な本市経済の成長に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イノベーションの創出 科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。
- (2) 立地 次に掲げるいずれかの行為をいう。
 - ア 市内で事務所等、宿泊施設、工場等その他規則で定める施設を設置し、及び事業を開始する行為
 - イ 市内の工業用地の保全活用を図る行為
- (3) 事務所等 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第5号に規定する特定業務施設のうち事務所又は研究所で規則で定めるものをいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設であって、宿泊者に対し継続的に宿泊サービスを提供するもので規則で定めるものをいう。
- (5) 工場等 企業等がその事業の用に供するために設置する工場その他これに類するもの及びこれらに付随する関連施設で規則で定めるものをいう。
- (6) 企業等 法人(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に規定する企業集団及びこれに準ずるものに属する法人を含む。)又は個人をいう。
- (7) 奨励措置 3(1)に規定する不均一課税及び3(2)の規定による奨励金の交付をいう。
- (8) 企業等立地重点促進地域 企業等の立地を重点的に促進する地域として、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令(平成14年

政令第257号)第1条の表相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域の項に定める地域その他の規則で定める地域をいう。

(9) 企業等立地促進地域 市内の次に掲げるいずれかの区域、地域又は地区をいう。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域(法第5条第1項に規定する都市計画区域でない区域並びに法第7条第2項に規定する市街化区域及び同条第3項に規定する市街化調整区域(企業等の立地の促進が特に必要と市長が認める地域を除く。))を除く。)

イ 法第9条第11項に規定する準工業地域

ウ 法第9条第12項に規定する工業地域

エ 法第9条第13項に規定する工業専用地域

オ 法第9条第14項に規定する特別用途地区として定める地区(工業の用に供するために定めた地区に限る。)

カ 法第12条の5第1項に規定する地区計画の区域(工業の用に供するために定めた区域に限る。)のうち、規則で定めるもの(以下「工業系地区計画区域」という。)

キ 工業の利便の増進に資すると認める区域として市長が告示する区域

3 奨励措置

(1) 市長は、次のいずれかに掲げる土地又は家屋に対する固定資産税及び都市計画税の税率を、立地の日の属する年の翌年の1月1日(当該立地の日が1月1日のときは、同日)以後最初に課されることとなる年度から5年度分に限り、相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第20条及び第42条の規定にかかわらず、固定資産税の税率にあつては100分の0.7、都市計画税の税率にあつては100分の0.15として課税すること(以下「不均一課税」という。)ができる。

ア 企業等が企業等立地重点促進地域又は企業等立地促進地域において事務所等の用に供するために新たに取得した土地に家屋を新築し、又は増築した場合における当該土地及び当該家屋(増築した家屋にあつては、増築部分に限る。)で規則で定める要件に該当するもの

イ 企業等が企業等立地重点促進地域又は企業等立地促進地域において事務所

等の用に供するために家屋を新築し、又は増築した場合における当該家屋（新たに取得した土地に新築し、又は増築した場合における家屋（以下「取得地新築等家屋」という。）を除き、増築した家屋にあつては、増築部分に限る。）

で規則で定める要件に該当するもの

ウ 企業等が企業等立地重点促進地域において宿泊施設の用に供するために新たに取得した土地に家屋を新築し、又は増築した場合における当該土地及び当該家屋（増築した家屋にあつては、増築部分に限る。）で規則で定める要件に該当するもの

エ 企業等が企業等立地重点促進地域において宿泊施設の用に供するために家屋を新築し、又は増築した場合における当該家屋（取得地新築等家屋を除き、増築した家屋にあつては、増築部分に限る。）で規則で定める要件に該当するもの

オ 企業等が企業等立地促進地域において工場等の用に供するために新たに取得した土地に家屋を新築し、又は増築した場合における当該土地及び当該家屋（増築した家屋にあつては、増築部分に限る。）で規則で定める要件に該当するもの

カ 企業等が企業等立地促進地域において工場等の用に供するために家屋を新築し、又は増築した場合における当該家屋（取得地新築等家屋を除き、増築した家屋にあつては、増築部分に限る。）で規則で定める要件に該当するもの

キ 企業等が企業等立地促進地域において工場等の用に供するために新たに取得した土地（当該土地の取得時に既に当該土地にある建築物を取得し、又は賃借し、かつ、当該建築物の増築を行わずに、当該建築物を工場等として操業を開始するものに限る。）で規則で定める要件に該当するもの

（２）市長は、立地を行う企業等に対し、予算の範囲内において規則で定める奨励金を交付することができる。

４ 立地計画の認定

（１）奨励措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、立地の事業計画（以下「立地計画」という。）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、立地計画が不要なものとして規則で定める奨励金の交付を受けようとする者については、この限りでない。

（２）市長は、（１）の規定による立地計画の提出があつたときは、相模原市企業等

立地審査会の意見を聴いて、その認定の可否を決定し、当該決定の内容を当該立地計画を提出した者に通知するものとする。この場合において、同審査会が軽微な事項と認めるものについては、同審査会の意見を聴くことを要しない。

(3) 市長は、必要があると認めるときは、(2)の規定による立地計画の認定に当たり条件を付することができる。

5 奨励措置の適用の申告等

(1) 4(1)の認定を受けた者(以下「認定企業等」という。)は、不均一課税の適用を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申告しなければならない。

(2) 認定企業等及び4(1)ただし書に規定する者は、3(2)の規定による奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

6 立地計画の変更

(1) 4(1)に規定する認定を受けようとする者(以下「立地計画提出企業等」という。)又は認定企業等は、立地計画の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、立地計画提出企業等にあつては市長に届出をし、認定企業等にあつては市長の認定を受けなければならない。

(2) 4(2)及び4(3)の規定は、(1)の規定による認定企業等に対する変更の認定について準用する。

(3) 譲渡、合併、相続その他の理由により立地計画提出企業等又は認定企業等の立地計画に係る事業を承継する場合においては、(1)の規定を準用する。

(4) 立地計画提出企業等又は認定企業等は、立地計画に係る事業を中止し、又は廃止しようとするときは、文書をもって市長に当該立地計画の取下げをしなければならない。

(5) (4)の規定により立地計画の取下げがあつたときは、当該立地計画に係る認定はなかつたものとみなす。

7 立地計画の認定の取消し

市長は、偽りその他不正な手段により4(1)又は6(1)の認定を受けた者、その認定に付した条件に違反した者又は規則で定める事項に該当した者に対して、その認定を取り消すことができる。

8 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

9 附則

(1) 施行期日

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(2) 失効

この条例は、令和19年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに立地計画の提出又は地区計画に係る都市計画の決定の告示がされた場合の奨励措置については、この条例は、同日後もなおその効力を有する。